

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

文化スポーツ観光常任委員会資料

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

文化スポーツ観光局

令和7年度11月補正予算

1 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】……… 1

議案（条例その他）

2 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の変更の概要…………… 2

3 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の変更の概要…………… 2

1 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
都市公園指定管理費	千円 5,535,878 (77,222)	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定財源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 10 年 度	5,535,878 (77,222)		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	5,535,878 (77,222)

※ 県立都市公園24公園並びに県立都市公園と一体的な管理運営を行っている相模湖漕艇場及び山岳スポーツセンターの指定管理費が含まれており、県土整備局でとりまとめている。 () は、文化スポーツ観光局所管の相模湖漕艇場及び山岳スポーツセンターに係る額（内数）を示す。

【議案（条例その他 その4） 定県第139号議案】

2 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

ア 施設名称	相模湖公園及び相模湖漕艇場
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第150号議案】

3 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

ア 施設名称	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで